

# 改正介護福祉士法案に異議あり

## 意見提言



国学院大学  
法科大学院特任教授  
平林 勝政

### 平林 勝政

介護職が医療行為を合法的に行えるようにする介護福祉士法の一部改正法案が国会で審議されている。この法案について、介護の本質をゆがめ、安上がりな看護職の代替にならねばならない危険があると指摘するのが、法律の専門家としてこの問題に詳しい平林勝政・国学院大学法科大学院特任教授だ。介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会のメンバーの一人。

**介護の新定義 (法案より)**  
(定義)  
第二条 この法律において介護福祉士とは(略) 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護(喀痰吸引その他その者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるもの)に限る。以下、「喀痰吸引等」という。)を含む。)を行い、ならびにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを(以下「介護等」という)を業とする者をいう。  
(保健師助産師看護師法との関係)  
第四十八条の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を業とすることができる。

**現場のヘルパー  
内容知らない**  
法改正は、介護の本来のあり方をなし崩し的に変質させることになりかねない、極めて危険な内容を含んでいるのではないかと考えている。そして、その内容が現場で働く人達に十分に知らされないまま、法改正が進められようとしていることも問題だと思ふ。最近、知り合いのヘルパーの何人かに、これからは医師

## 「介護」に医行為を包含 本質の姿ゆがめる危険も

という話をしたら、「考えられない」「知らなかった」と驚いていた。本意にのまふ法改正が進んでしまっているのだろうか。これまで、「やむを得ない措置」として、違法性阻却という考え方に基づき、通知で介護職が行うたんの吸引を個別的に認めてきたわけだが、医療的なケアのニーズの高まり等により、そのような対応に限界がき

から直接指示書をもろって、介護本来の業務として吸引をするようになるのだ。今回の法改正の一番の問題は、どのように法改正するかにある。今回の法改正の一番の問題は、どのように法改正するかにある。

四十八条の二を併せ読むと、この法改正は、喀痰吸引等を「医行為」として認めた上で、それが「介護」業務の中に含まれるのだ、というところを言っていると解釈するより他はない。しかし、介護という業務は、ケアが必要な人に対し、その人らしく生きることを支援するものであり、本来的に「医行為」は含まれないのでは、問題はないかと私は考えてきた。今回の法改正は、検討会の在り方を考える上で、重要な問題を提起したように思える。実は、検討会では中間まとめをしたが、法制度の在り方についても、結論に達していない論点も幾つかある。例えば、咽頭前の口腔内の吸引を医行為から外すか否かについては、モデル事業の結果をみた上で、最終結論を出すというところになっている。また、中間まとめは、不特定多数の一般者を対象とする場合と、ALS等の特定の者を対象にする場合とに分け、教育・研修のあり方の検討をも含めて制度を考えることになっているが、その具体的な議論もなされぬままに、一足飛びに法律案が出てきて大変驚いている。手続の上でも納得がいかないし、何のための検討会なのだろうかという疑問を払拭できずにいる。

省令のあり方が力強い介護報酬の議論も、しかし、これではそのを得ないとしたら、法律によるマイナスの影響をできるだけ避けることができるよう、省令の在り方を考えるしかないと思ふが、検討会がそれを議論できる保障は何もない。委員の一人として、果たしてこのように、最後は、法律論ではなく、関係はないが、介護職が安上がりの看護職の代替職にならないようにするためには、介護報酬等という評価していかにも重要な視点だ。